

(※裏面をご確認ください。)

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 あて

上記の貴社株式につき社債、株式等の振替に関する法律第133条第2項の規定にもとづき、相続に伴う承継者名義の特別口座開設ならびに当該特別口座への振替を請求します。

※承継者の住所につきましては、ご提出いただきました印鑑登録証明書に記載のとおりご記入ください。
※ご記入いただきました住所・氏名欄の文字のうち、振替制度で指定されていない文字がある場合には、
当社が振替制度で指定された文字に置換えさせていただきますので、ご了承ください。

.....
(社用欄)

共10176 A4 '22.5 DB (1年※) (WEB)

<ご注意>

1. 被相続人の死亡日が2009年1月4日（上場日が2009年1月5日以降の場合は上場日前日）以前である場合のご相続のお手続き用紙です。
2. 承継者名義の特別口座がすでに開設され、ご所有株式の残高がある場合、特別口座の口座管理機関に登録されている住所・氏名を記入し、お届出の印鑑を押印してください。
（お届出の印鑑と異なる印鑑をご押印された場合であっても、お届出印の変更としてお取扱いいたしませんのでご了承ください。お届出印をご変更される場合には、別途変更届をご提出ください。）
3. 承継者に法定代理人を設定されている場合は、法定代理人設定届をあわせてご提出ください。
4. 他の口座管理機関に開設された口座への振替をご希望の場合は、口座振替申請書をあわせてご提出ください。
5. 株式数比例配分方式をご選択されている場合、本手続きにより特別口座が開設されますと株式数比例配分方式は解除されます。また、これによりNISA口座による配当金等の非課税扱いが受けられない可能性がございます。引続き、株式数比例配分方式を採用されたい場合は、口座振替申請書のご提出ならびにお取引先の証券会社にて当該方式をご指定いただく必要がございます。
6. その他、お手続きに必要な書類については、別添のリーフレット『株式等の相続手續のご案内』4.必要な書類についてをご確認ください。